

岡山県精神保健福祉センター精神保健福祉業務支援職員
(短時間勤務会計年度任用職員) 採用試験受験案内

令和7年12月22日

岡山県精神保健福祉センター

〒700-0985 岡山市北区厚生町三丁目3-1

直通電話 086-201-0441

岡山県精神保健福祉センターでは、精神保健福祉業務支援職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務会計年度任用職員)として、心理判定員を次のとおり募集します。

記

1 勤務場所、任用期間、業務内容、応募資格等

(1) 勤務場所

岡山県精神保健福祉センター(岡山市北区厚生町三丁目3-1)

(2) 採用予定人数

1人

(3) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※任用日から1か月間(延長の場合あり)は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

※任用期間満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

(4) 業務内容

- ・ 精神保健福祉相談・支援に関すること(電話・来所・訪問による相談、啓発活動等)

(5) 応募資格

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者(次に該当しない者)

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 など

イ 次の一、二のいずれかに該当する者

- 一 任用期間の前日までに、大学院において心理学を修め修士と称することを得る者
- 二 公認心理師又は臨床心理士の資格を有している者

ウ 普通自動車運転免許を有している者

2 勤務条件、報酬等

(1) 勤務日及び勤務時間

毎週、週休日を除く4日間の9時から17時15分まで(うち休憩時間60分)

※勤務時間は1日7時間15分以内(週29時間)、勤務日数は週4日以内(月18日以内)となるよう割り振ります(公務の都合により、他の勤務日及び勤務時間に振り替えることがあります)。

※所定の勤務時間を超えて勤務していただく必要がある場合は、事前命令により時間外勤務を行っていただきます。

(2) 週休日

勤務が割り振られていない日とします。

(3) 年次休暇（有給）

週の勤務日数（週以外の期間により勤務日数が定められている場合は年の勤務日数）、任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間（勤務実態が継続している場合は通算）に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定める日数が任用時に付与されます。

(4) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- ・ 有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住居滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊産婦の健康調査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、産前産後、配偶者の出産、育児参加、私傷病）
- ・ 無給（子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、骨髄等ドナー）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

(5) 報酬等

基本報酬：月額9,000円以上9,920円以内で学歴・職歴を考慮して決定（令和7年12月現在）※勤務時間1日7時間15分と割り振られた場合の月額

通勤に要する費用：一般職員に準じて計算し勤務日数に応じて月額で支給

※上記のほか、期末手当及び勤勉手当が支給されます（基準日に在職している等一定の要件を満たす場合）。

※上記のほか、一般職員に準じて地域手当に相当する報酬が支給され、時間外勤務手当に相当する報酬が支給される場合があります。

(6) 社会保険等

雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険が適用されます。

公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険あるいは公務災害補償に準じた補償が適用されます。

(7) その他

勤務条件の詳細については、規則によることとします。

地方公務員法に定められた服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されませんが、他の仕事との兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

3 受験申込みの受付

(1) 受付期間 令和7年12月22日（月）から令和8年1月16日（金）まで

※郵送の場合は、1月16日（金）必着

※郵送により申し込む場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書き

してください。なお、郵送事故が発生した場合の責任は負いません。簡易書留扱いを推奨します。

- (2) 受付時間 8時30分から17時まで(12月27日～1月4日、1月10日～12日を除く)
- (3) 受付場所 〒700-0985 岡山市北区厚生町三丁目3-1 岡山県精神保健福祉センター
- (4) 提出書類 (各1通)
 - ア 履歴書(別紙様式)
 - イ 学歴・職歴確認書(別紙様式)
 - ウ 必要とする資格を証明する書類(写) ※原本は、採用試験当日提示すること。
- (5) 注意事項 他の仕事との兼業(他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等)を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

4 採用試験

- (1) 試験日時 令和8年1月28日(水)
※集合時刻は応募受付終了後、令和8年1月21日(水)午後5時までに履歴書記載の電話番号に連絡します。
- (2) 試験会場 岡山市北区厚生町三丁目3-1 岡山県精神保健福祉センター
※受験者用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- (3) 試験内容 面接(業務遂行能力、人柄等に関する口述試験)
情報機器(パソコン)に係る実技試験は行いませんが、実際の勤務に当たっては、基礎的な範囲で活用できることが求められます。パソコンの操作能力については、口頭で確認します。
- (4) 必要な物 筆記用具、必要とする資格を証明する書類
- (5) 合否決定 得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は不合格とします。
- (6) 合格発表 合格、不合格にかかわらず、郵送で通知します。
- (7) その他 試験の結果については、個人情報の保護に関する法律により、保有個人情報の本人提供の申出をすることができます。提供することができる個人情報は、受験者の本人の得点及び順位で、合格発表の日から1か月間、受験申込先において受け付けますので、本人確認書類(免許証等)を持参してください。法定代理人の方が本人に代わって提供を希望する場合は、法定代理人自身の本人確認書類と法定代理人であることを証明する書類を持参してください。